

徳島県告示第五百十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十七号）第十二条第二項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和七年十月七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
徳島県 第四六二号	混合有機質肥料	東榮混合有機質 肥料五号	窒素全量 五・〇 りん酸全量 五・〇	公定規格の定め のとおり	株式会社東肥糧製造所 勝浦郡勝浦町大字沼江字元山二番地の二	令和十二年七月二日
徳島県 第四五三号	配合肥料	M K二〇七	窒素全量 二・〇 りん酸全量 一〇・〇 加里全量 七・〇	同	イノチオブランドケア株式会社 愛知県豊橋市若松町字若松一四六番地	同 九日